平成26年2月1日 策定

## 1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るために必要な方針(以下「調達方針」という。)を定めるものである。

## 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

# 3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、小美玉市の全ての組織(市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、水道局及び消防本部をいう。以下「執 行機関等」という。)が発注する物品等の調達とする。

- 4 調達方針の対象となる障害者就労施設等
  - 調達方針の対象となる障害者就労施設等は次のとおりとする。
  - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設
    - ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設)
    - イ 地域活動支援センター
    - ウ 障害福祉サービス事業のうち「生活介護」を行う事業所
    - エ 障害福祉サービス事業のうち「就労移行支援」を行う事業所
    - オ 障害福祉サービス事業のうち「就労継続支援A型・B型」を行う事業所
  - (2) 障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設(小規模作業所)
  - (3) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所
    - ア 障害者の雇用の推進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会 社の事業所(特例子会社)
    - イ 次の要件の全てを満たす事業所(重度障害者多数雇用事業所)
      - ① 障害者の雇用者数が5人以上
      - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
      - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
  - (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
    - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行う障害者(在 宅就業障害者)
    - イ 厚生労働大臣の登録を受け、在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業 支援団体)

# 5 調達の推進方法

(1) 調達に当たっての基本的考え方

障害者優先調達推進法の趣旨に基づき、障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、執行機関等で調達している物品等の調達方法を見直すとともに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意し、優先的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

- (2) 随意契約の活用による調達
  - ア 小美玉市財務規則第134条に基づく随意契約により物品等を発注する場合は、障害者就 労施設等からの調達に努めること。
  - イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の1 4第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用し、障害者就労施設等からの物品等の 調達の可能性を検討すること。
- (3) 共同受注窓口の活用

必要に応じて、共同受注窓口として障害者就労施設等からの物品等の調達をあっせんし又は仲介する等の業務を行う「茨城県共同受発注センター」を活用し、障害者就労施設等への発注機会の拡大に努めるものとする。

- (4) 障害者就労施設等への配慮
  - ア 障害者就労施設等から物品等の調達を行う場合、その仕様等を可能な限り明確にするとと もに、障害者就労施設等の特性に配慮した納期の設定に努めるものとする。
  - イ 物品等を調達する際の予定価格は、取引の実例価格等を考慮して適正に設定するものとする。また、障害者就労施設等がその特性により当該調達から不当に排除されないようにし、 競争への参加機会の確保に留意するものとする。
- (5) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報を収集のうえ、執行機関等に対して情報提供を 行うものとする。

(6) 公契約における障害者の就業を促進するための措置

公契約において競争に参加する者に必要な資格を定めるに当たり、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮など障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 6 物品等の調達目標

平成25年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標は、次のとおりとする。

- (1) 執行機関等の物品等の調達にあたっては、障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めるものとする。
- (2) 物品等の対象品目は、特に分野を限定することなく、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

#### 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に、その概要を取りまとめ、市ホームページ等により速やかに公表する。

# 8 調達方針の担当窓口

調達方針の担当窓口は、福祉部社会福祉課とする。ただし、公契約及び調達実績等の公表に関する窓口は、総務部管財検査課とする。